

特別養護老人ホーム ビオラ市ケ尾 指定短期入所生活介護事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 中川徳生会が運営する特別養護老人ホーム ビオラ市ケ尾（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が要介護状態等にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供するものとする。

（運営方針）

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- 1 事業所の従業者は、要介護状態等となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 特別養護老人ホーム ビオラ市ケ尾
- 2 所在地 横浜市青葉区市ケ尾町 25 番地の 6

（利用定員）

第4条 利用定員は2名とする。ただし、定員58名の特別養護老人ホームに空床があった場合であって、当該空床の利用が可能な場合は利用できるものとする。

（業務日及び業務時間）

第5条 事業所の業務日は、年中無休とする。

（通常の送迎の実施地域）

第6条 通常の送迎の実施地域については、青葉区、都筑区、緑区とする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第7条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤）
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名（嘱託医）
利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため適切な措置をとる。

3 生活相談員 1名（常勤）

利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、苦情への対応、その他関係機関との連絡調整等を行う。

4 看護職員 11名（常勤5名 非常勤6名）

利用者の健康状態の把握、服薬管理を行うとともに、保健衛生上の指導や管理を行う。

5 介護職員 30名（常勤27名 非常勤3名）

利用者の健康状態の把握、日常生活の介護等を行う。

6 管理栄養士 2名（常勤1名 非常勤1名）

必要な栄養管理を行う。

7 機能訓練指導員 1名（常勤看護師兼務）

入居者の心身の状況に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持を目的に他の職種と協働し取り組む。

8 事務職員 1名（常勤）

必要な事務を行う。

（事業の内容及び利用料等）

第8条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割が額とする。

ア 生活相談（相談援助等）

イ 機能訓練（日常動作訓練）

ウ 介護サービス（食事、入浴や排泄の介助等のサービス）

エ 健康管理

2 通常の送迎実施地域以外の送迎費用は片道 2000 円とする。また、通常の送迎実施地域以外であっても高速道路を利用したほうが効率的な場合には同額を徴収する。

3 滞在費および食費の一日あたりの金額は別表1のとおりとする。

4 その他特別に要した費用は、その実費を徴収する。

5 第6条に定める通常の事業実施地域を超えて行う指定短期入所生活介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

6 第2項、第3項、第4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

（緊急時などにおける対応方法）

第9条 従業者は、指定短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する義務を負うものとする。

2 事業所は、指定短期入所生活介護の実施中の非常災害に備え、防災計画を作成するとともに、防災計画に基づき避難訓練等を実施する。

(衛生管理)

第10条 事業所は、感染症の発生防止及び蔓延防止のために必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(個人情報の保護)

第11条 事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずることとする。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、予め文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合は、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業所は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

(身体拘束の制限)

第12条 従業者は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(記録の整備)

第14条 事業所は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- 2 虐待の防止のための指針を整備する

- 3 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

(その他)

第16条 サービス提供にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- 1 健康状態の確認により、血圧、体温等が医師等の指定する値より高い場合は、入浴サービスを提供しないことができる。
- 2 飲酒等により、他の利用者に迷惑を及ぼす場合は、サービス提供時間中に関わらず、途中でサービス提供を中止することができる。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については、横浜市における条例、規則、要綱、運営法人との委託契約書で定める他、適宜協議の上定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成24年5月1日から施行する。
2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
3. この規程は、令和元年10月1日から施行する。
4. この規定は、令和5年10月1日から施行する。
5. この規定は、令和7年4月1日から施行する。